

臭気判定士会 2019 年度 第2回意見交換会開催報告

2020年2月8日(土)新コスモス電機(株)研修室(浜松町)にて開催された。参加者数は27名(非会員1名)。参加の機会が少ない遠方会員の方に、通常業務の紹介や会員に相談したい事など、話題を提供していただき、意見交換することで会員同士の交流を広げることを目的とした。講師として3名の方が応じてくれた。テーマ及び講師、講演概要は次の通りであった。

1. 「建設現場における油臭等」(株)環境防災 吉見準也氏(徳島市)
2. 「特殊清掃におけるにおい」(有)山もと 山本武尚氏(帯広市)
3. 「嗅覚測定事例と考察(環境測定値で得られた高い臭気指数について)」

(一財)山形県理化学分析センター 長岡洋樹氏(山形市)

テーマ1 某施設の貯油槽からの油漏れによる建物および油汚染について、調査から復元までの作業の流れ、実施状況の説明と課題について解説された。建物の調査ではコア抜き検査、割裂試験、油膜・油臭調査、TPH*試験、土壌の調査ではボーリング試験、油膜・油臭調査、TPH*試験が実施された。試験結果に基づいてコンター図を作成、他の各種データも用いて、汚染土壌への含浸油量を算出した。算出油量と実漏出量の誤差は1割程度であった。油臭の判定には「臭気強度」を用いた。掘削計画を実施するにあたり、次の方針を立てた。①現場で「臭気強度」1以上の汚染土壌に遭遇したら可能な限り撤去する。②深部で汚染が確認されたら可能な限り撤去する。この方針で実施し十分な成果が得られた。加えて、別テーマとして「河川敷井戸水のかび臭に関する調査・原因究明作業事例」も紹介された。

※: TPH 試験: 全石油系炭化水素濃度測定

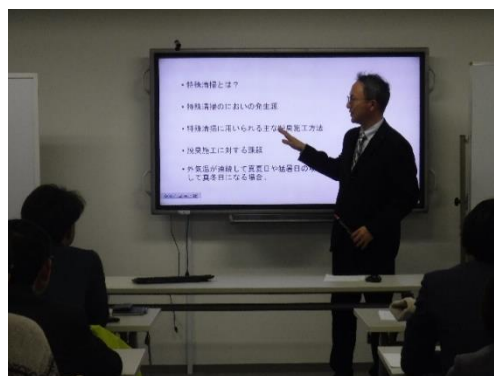
テーマ2 「特殊清掃」とは、広義ではペットに伴う清掃、ごみ屋敷清掃および孤立死等に伴う居室清掃などを包括した用語である。狭義では孤立死等にともなう居室の清掃のことを意味する。最近、話題となっている「遺品整理」にともなう清掃とは分野が異なる。現在、「特殊清掃」に関する監督官庁は決まっていないが、原状回復・解体、修繕作業などで工事範囲が建築物の構造に影響を及ぼすときには、役所への登録が必要になっている。狭義の「特殊清掃」について説明された。遺体からの体液の状況、遺体の損傷の経時変化について説明された。清掃作業にあたっては、まず作業環境の改善をおこなう。(菌・臭気対策、汚れ除去など)汚物、残置物は「産業廃棄物」ではない。「一般廃棄物」として扱われる。解体に伴う壁、クロス、畳などは「産業廃棄物」扱いとなる。業者委託する際には注意する。室内原状回復の作業手順について説明された。室内清掃、残臭除去(薬剤処理、オゾン処理、光触媒、マスキング等)の後、居室内修繕業者に引き継ぐ段取りとなる。臭気除去方法の選定にあたっては現場の気候(極寒地など)にも留意する。除臭、マスキング作業での留意すべきことが説明された。寒冷地では用いる薬剤の性状変化がある。作業機器への影響なども注意すべきことである。

テーマ3 環境試料の測定法で測定した例で考察した。測定結果が予想した臭気指数より大きな値となったので予備の試料で再試験をおこなった。その結果、臭気指数値が下がった。再試験の前後で、試料をもちいてパネルそれぞれの嗅覚の特性を調べた。(におい質の判定、持続性等)前後で判定が異なる者もいた。このことを題材として、考察・意見交換を行った結果、次のように感じた。判定データを用いて確率的な判断を加えたり、嗅覚特性を調べた時のパネルの様子、用いた言語などでパネルの状態を判断することも意味があるのではないか。臭気判定士は、パネルが用いた言語・表現についてできる限り深く聞き取る技も求められている。

情報公開などからむ諸般の事情から、講演内容詳細についてはホームページに掲載いたしません。特に要望がございましたら、臭気判定士会事務局（伊藤 090-1661-9074 moani-ito@jcom.home.ne.jp）にご忌憚なく連絡ください。可能な範囲で、会員の皆様のお役に立てるよう協力いたします。（横浜市 伊藤）



吉見準也氏 講演



山本武尚氏 講演



長岡洋樹氏 講演

